

資料 2

鴨川市四方木ふれあい館 指定管理者選定委員会 資料

- 1 申請要領・仕様書
- 2 指定管理者指定申請書（別紙含む。）
- 3 事業計画書
- 4 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- 5 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類その他これらに相当する書類
- 6 誓約書
- 7 令和4年度から令和6年度までの年間事業報告書その他これまでの実績がわかる資料

天津小湊支所

令和7年10月7日

鴨川市四方木ふれあい館指定管理者申請要領

1 施設の概要

- (1) 名称
鴨川市四方木ふれあい館
- (2) 所在地
鴨川市四方木 367 番地 2
- (3) 施設の設置目的
地域におけるコミュニティ活動の推進及び住民の福祉の向上を図る。
- (4) 建物の構造
 - ア 延床面積 168.37 m²
 - イ 構造等 木造平屋建て
- (5) 施設利用者数 (令和 6 年度実績) 314 人

2 申請資格

次の要件を満たすものであること。

- (1) 法人その他の団体であること。
法律上、個人は指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。
- (2) 団体又はその代表者が次に掲げる事項を全て満たすものであること。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、その決定がされていない者又は手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過しない者若しくは応募の日前 6 か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により本市における入札を制限されていないこと。
 - ウ 本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の処分を受けていないこと。
 - エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者でないこと。
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2（議員の関係私企業の就職の制限）、第 142 条（長の請負等の禁止）、同条を準用する第 166 条第 2 項（副市長の請負等の禁止）及び第 180 条の 5 第 6 項（委員会及び委員の請負等の禁止）の規定に該当しないこと。
 - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。

3 申請期限

令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時必着

4 提出する書類

申請に当たっては、以下の書類1部、市長に提出していただきます。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 管理業務に関する事業計画書

ア 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

イ 業務の具体的な実施計画

ウ 自主事業計画

エ 管理運営体制

オ 管理に係る収支計画書

(3) 団体の業務の内容を明らかにできる書類

ア 規約その他これらに相当する書類

イ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(4) その他

ア 団体の代表者の身分証明書

イ 誓約書

5 指定管理者が行う管理の基準

鴨川市四方木ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成19年鴨川市条例第24号）及び鴨川市四方木ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年鴨川市規則第1号）に定めるところによります。

6 指定管理者の管理業務の範囲

(1) 四方木ふれあい館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 四方木ふれあい館の利用の許可に関する業務

(3) その他市長が四方木ふれあい館の運営上必要と認める業務

7 指定管理料

四方木ふれあい館の指定管理料は、無料とします。

8 利用料金

利用料金制度の採用 無

9 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

10 選定基準及び選定方法

指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会において、次に示す選定基準に基づき定めた審査表により行い、選定するものとします。

(選定基準)

- ・ 事業計画書に基づく公の施設の管理が市民の平等な利用を確保することができるものであるか。
- ・ 事業計画書の内容が公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであるか。
- ・ 指定管理者の指定の申請をした団体が事業計画書に基づく公の施設の管理を適正かつ確実に実施するに足りる能力を有するものであるか。

11 情報公開及び個人情報保護の取扱い

(1) 情報公開

施設の管理業務を通じて取り扱う情報の管理について、指定管理者は、情報を適正に管理しなければなりません。

また、市は、指定管理者が保持する情報について開示請求があったときは、指定管理者に対して当該情報を提出するよう求めるものとし、指定管理者は速やかに応じるよう努めなければならないものとします。

(2) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても同様です。これらに違反した場合、同法の規定により処罰されることがあります。

12 指定管理者と市の費用負担

指定期間中の指定管理者と市の費用負担は、別紙 1 「四方木ふれあい館費用負担区分表」のとおりとします。

13 指定管理者と市の責任分担

指定期間中の指定管理者と市の責任分担は、別紙 2 「四方木ふれあい館リスク分担表」のとおりとします。

14 質問事項の受付

申請要領の内容等に関する質問を次のとおり受付けします。

(1) 受付期限 令和 7 年 9 月 16 日（火）

(2) 受付方法 FAX 又は電子メールにより提出してください。

鴨川市天津小湊支所

FAX 04-7094-0531

E-Mail amatsukominato@city.kamogawa.lg.jp

15 申請書提出先

鴨川市天津小湊支所

〒299-5503 鴨川市天津 1104 番地 電話 04-7094-0511

※ 郵送又は持参に限ります。なお、郵送の場合は書留郵便によることとし、令和 7 年 9 月 26 日の午後 5 時までに到着したものに限ります。

※ 電子メール又は FAX での提出は認めません。

16 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

17 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかつたとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たつて不適切と認められるもの

18 その他

- (1) 提出書類は、お返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します。(指定管理者の選定及び指定に係る事務に限つて使用します。)
- (3) 提出された書類は情報公開の請求により、鴨川市情報公開条例(平成 18 年鴨川市条例第 6 号)に基づき開示することができます。企業秘密等公開されることにより申請者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないようにする等、適切な措置を講じて提出してください。

なお、指定管理者の候補者となつた団体から提出された書類は、役員名簿等不開示情報を除いて公表します。

- (4) 申請書類の修正は、軽微な修正を除き、原則として認めないこととしますので十分な検討の上、申請してください。

四方木ふれあい館指定管理業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、鴨川市四方木ふれあい館の設置及び管理に関する条例に定めるものほか、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 四方木ふれあい館が、四方木地区におけるコミュニティ活動の推進及び住民の福祉の向上を図るという設置理念に基づき管理運営を行う。
- (2) 施設利用者の安全確保に努める。
- (3) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させる。
- (4) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (5) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (6) 利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (7) 個人情報の保護を徹底する。

3 法令等の遵守

四方木ふれあい館の管理運営にあたっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。また、指定管理期間中にこれらの関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 鴨川市四方木ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成 19 年鴨川市条例第 24 号）及び同施行規則（平成 20 年鴨川市規則第 1 号）
- (3) 鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 167 号）及び同施行規則（平成 18 年鴨川市規則第 1 号）
- (4) その他管理運営に適用される法令

4 業務内容

(1) 利用の許可及び取消しに関する業務

鴨川市四方木ふれあい館の設置及び管理に関する条例第 6 条並びに同条例施行規則によること。

(2) 施設の維持管理に関する業務

施設を修繕する場合は、1 件 10 万円未満の修繕等は指定管理者が負担すること。

1 件 10 万円以上の修繕費が見込まれる場合は、市及び指定管理者との間で協議すること。

① その他、建物の火災保険料、敷地賃借料（借地がある場合）、施設賠償保険は市が負担するものとする。

② 敷地内の管理

(3) 施設賠償保険の加入

当該施設は、市において「全国市長会市民総合賠償補償保険」の賠償責任保険に加入するものとする。その他必用な保険は指定管理者の負担において加入すること。

(4) 利用者の安全の確保について

利用者の安全対策、監視体制等について、万一に備えること。また、緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保すること。

(5) 個人情報の取り扱い等について

指定管理者が施設の管理を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに十分注意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講ずることとする。

(6) 事業報告について

- ① 市は、指定管理者に対しその管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて報告を求めることができる。
- ② 事業報告の内容に基づき、指定管理者の業務内容に改善が必要と認める場合は、市は実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。
- ③ 市の指示に従わない、又は指示によっても事業内容に改善が見られないと認めた場合は、市は指定を取消すことがある。

(7) 災害等の非常対応

地震・台風・その他の災害が発生したときは、必要に応じ四方木ふれあい館を地域住民の避難場所とすること。

救援物資の保管場所等に使用する必要があると市が判断したときは、指定管理者は、これに協力すること。

(8) 指定管理業務の満了等に伴う引継ぎ業務

指定管理者が満了などに伴い、市が次期指定管理者選定のための説明会を開催する場合には、これに協力すること。

(9) その他管理運営に関し必要な業務

情報公開条例に基づく情報公開業務等

5 立入検査について

市は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実地について検査を行うことがある。

6 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は市と協議し決定すること。

7 業務を実施するにあたっての注意事項

(1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程を作成する場合は、市と協議を行うこと。

四方木ふれあい館費用負担区分表

1 施設維持管理に係る経費等

次に掲げる費用は、指定管理者の負担とする。

種別	名 称	内 容 等	法定 任意	備 考
維持管理関係	光熱水費	ガス、水道料等	任意	
	消耗品費	洗剤、トイレットペーパー等	任意	
	清掃業務	床、窓、壁等	任意	
	敷地内整備管理	建物周辺等	任意	

2 施設等維持修繕費の負担区分

施設及び設備並びに備品等が破損若しくは損耗等した場合、1件あたり10万円未満の修繕等は指定管理者の負担とする。また、1件あたり10万円以上の修繕等が見込まれる場合には、市と指定管理者の間で協議すること。

負担する者	区 分	具 体 例
市及び指定管理者	施設補修等	○10万円以上の修繕等
指定管理者	物品交換や小規模な施設補修等	○10万円未満の修繕等 ○消耗品等の破損による取替 ○不注意や不具合の放置等による汚損

※ 但し、市負担分であっても、その原因が指定管理者の不注意等による場合は、指定管理者の負担とする。また、利用促進、快適な施設維持、魅力ある自主事業のために指定管理者自らが修繕等を行う場合には、市の承認を受け指定管理者の負担をもって行うものとする。

四方木ふれあい館リスク分担表

段階	分類	概要	負担区分	
			市	指定管理者
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
運営段階	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○
		施設、設備の不備による臨時休館等に伴う運営リスク	○	注1
		施設管理、運営業務の内容等に対する住民及び施設利用者からの苦情等の対応リスク		○
	施設損傷リスク	管理上の瑕疵による施設、設備の損傷リスク		○
		施設構造に起因する場合、若しくは上記以外による施設、設備の損傷リスク	○	注1
	損害賠償リスク	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害賠償リスク		○
		施設、設備の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害賠償リスク	○	注1
共通	債務不履行リスク	市の協定内容の不履行	○	
		指定管理者の協定内容の不履行		○
	制度・法令変更リスク	管理運営業務に及ぼす関係法令・許認可等の変更等に係るリスク	協議	
不可抗力リスク	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれかの責めにも帰することのできない自然的又は人為的なもの）に伴う施設、設備の復旧		○	注1
	上記不可抗力に伴う業務の変更及び履行不能等		協議	

※ 注1は基本的に市の負担とするが、指定管理者が施設構造や機器の不備を認識していないながら、市への報告など適切な対応を欠いている場合には、指定管理者のリスクとする。

別記

第1号様式（第2条関係）

鴨川市公の施設の指定管理者指定申請書

令和7年9月26日

鴨川市長 佐々木 久之 様

（申請者）

所 在 地 鴨川市四方木 364 番地 13
団 体 名 四方木町内会
代表者職氏名 会長 松本 一郎
担当者及び連絡先
[REDACTED]

鴨川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、申請者の概要は、別紙のとおりです。

記

1 管理を希望する公の施設の名称及び所在地

名 称 鴨川市四方木ふれあい館
所在地 鴨川市四方木 367 番地 2

2 添付書類

- (1) 法人以外の団体にあっては、団体の代表者の身分証明書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
- (3) 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (4) 公の施設の管理の業務に関する事業計画書



別紙

申請者の概要

名称	四方木町内会
種別	社団法人・財団法人・NPO法人・中間法人・株式会社・有限会社・ 合名会社・合資会社 その他法人()・ 権利能力なき社団 ・その他
主たる事務所	〒 電話 FAX
代表者	住所 [REDACTED] 氏名 松本 一郎 電話 [REDACTED]
目的・事業	地区内住民の親睦を図り、市の行政に対する協力および住民福祉の増進
資金又は 基礎財産等の額	
設立	年 月 日
指定管理者としての 実績 (他の地方公共団体で の実績を含む)	施設名 鴨川市四方木ふれあい館 所在地 鴨川市四方木 367 番地 2 指定年月日 平成 20 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
	施設名 所在地 指定年月日
	施設名 所在地 指定年月日
備考	

(注) この様式によりがたいものにあっては、この様式に準じて作成することができる。

様式 2

管理業務に関する事業計画書

所 在 地 鴨川市四方木 364 番地 13

団 体 名 四方木町内会

代表者職氏名 会長 松本 一郎

1 施設の管理運営を行うに当たっての基本方針

(1) 施設の現状に対する考え方について記入してください。

四方木ふれあい館は、地域住民のコミュニティ活動等の場として活用されており、今後もコミュニティ活動や地域福祉活動等の場として大変期待されている施設のため、地域になくてはならない施設です。

また、清澄・四方木地区活性化協議会に係る様々な事業の拠点として、地区外からの来訪者の受け入れに対しても積極的な活用が行われております。

(2) 指定管理者の指定を申請した理由について記入してください。

現在、四方木ふれあい館は、四方木町内会が指定管理者となって維持管理を行っております。

この施設は、地域住民がふれあうコミュニティ活動や福祉活動の場として、また、地域外からの来訪者を受け入れる交流拠点として、様々な利用をしていますが、鴨川市消防団第4支団第6分団詰所及び避難所といった地域の防災施設としての役割もあり、緊急時の迅速な対応が必要になることもあるため、引き続き当町内会で管理運用を行いたいものです。

(3) 施設の将来展望・有効活用について記入してください。

地域住民がふれあうコミュニティ活動や福祉活動の場として、また、災害時の拠点施設として、更には祭礼行事等の青少年育成の場としてなど、多種多様な地域住民のニーズに対応した施設の維持管理に努め、誰からも親しまれ利用しやすい環境を整備することで、有効かつ効率的な運用に努めます。

四方木町内会においては、四方木ふれあい館を四方木地区の活性化を図る上で重要な拠点施設として位置付けており、地域間や世代間交流施設として、今後も皆で協議を重ねながら、積極的な活用を図りたいと考えております。

2 業務の具体的な実施計画

(1) 施設を維持管理するための基本的な考え方、具体的な方法等を記入してください。

施設の機能や環境を良好な状態に維持し、施設利用サービスが円滑に提供できるよう、日頃から施設の点検を行うなど、保守及び保全に努めます。また、施設等の不具合が発覚した時は、その改善が速やかに図られるよう適切な対処に努めます。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時の体制・対策について記入してください。

利用者等が安心して利用できるよう、防犯、防火、防災等の安全確保に万全を期し、施設及び周辺環境の整備に努めます。また、災害や事故等により傷病等が発生した場合は、地区消防団員を始め、市や近隣の医療機関等と連携し迅速かつ的確な対応に努めます。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望の把握の方法、また、それをどのようにサービスに反映しようと考えているか記入してください。

日頃から地域住民の意見を聞き、あるいは施設利用簿に要望・感想欄等をもうけ、加えて利用者アンケートの実施により、施設利用者の意見を聞き取ることで市民の要望を把握し、業務改善等の管理運用に反映させていきたい。

また、把握した要望は町内会での改善に努め、必要に応じて市へ報告または相談し、より良いサービスの提供に努めます。

(4) 魅力ある施設として多くの市民に利用されるための利用促進計画を記入してください。

施設の利用促進につきましては、施設利用の際に利用者への積極的な利用促進や、利用者による新規利用者（利用団体）への自主的な周知を促し、一人でも多くの市民が利用できるよう推進を図っていきます。

また、清澄・四方木地区活性化協議会で実施する事業において、市民はもちろんのこと、市外からの来訪者のおもてなしや交流においても、関係者と協力して情報発信等に努めながら、積極的に活用していきたいと考えております。

(5) 業務を再委託する場合は、再委託先及び委託業務を記入してください。

該当なし。

(6) 業務の実施に際しての市内事業者等の活用計画を記入してください。

施設等の修繕補修や備品購入に際しては、特殊なものを除き、市内事業者を優先し、かつ公平な活用に努めます。

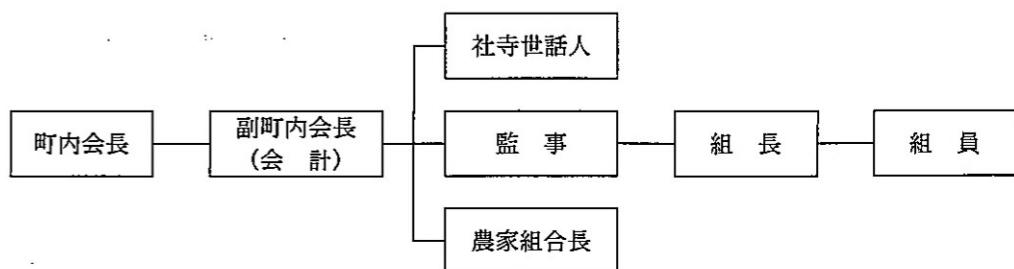
3 自主事業計画

指定管理者が独自に企画運営して実施する自主事業について計画を記入してください。

該当なし。

4 管理運営体制

(1) 指揮命令系統が分かる組織図を記入してください。



(2) 各業務の配置人員を記入してください。

施設の使用許可は町内会長が行う。

なお、町内会長が不在の時は副町内会長が行う。

(3) 職員のローテーションの考え方を記入してください。

該当なし。

(4) 職員の研修計画について記入してください。

該当なし。

(5) 職員の採用計画について記入してください。

該当なし。

(6) 施設の職員の労働条件について記入してください。
(勤務条件、賃金等の額、職場環境の改善、休暇制度、福利厚生制度など)

該当なし。

(7) 施設における情報管理体制について記入してください。
(個人情報の保護等に関する職員への指導や個人情報保護に関する対策など)

施設利用許可の過程などで個人情報を収集した場合には、目的外に使用されないように、書類等の受領及び閲覧並びに保管に従事した役員等で管理を徹底する。

5 管理に係る収支計画書

(1) 収 入

(単位:千円)

年度 項目	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	合 計
指定管理料						
利用料金収入						
自主事業収入						
その他の収入	30	30	30	30	30	150
合 計	30	30	30	30	30	150

(2) 支 出

(単位:千円)

年度 項目	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	合 計
維持管理費	30	30	30	30	30	150
人 件 費						
事 務 費						
事 業 費						
そ の 他						
合 計	30	30	30	30	30	150

※ 項目別の積算内訳書を添付してください。

※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。

(算定基礎)

(1) 収 入

(単位:千円)

項目	金額	備考
その他の収入	30	<p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会寄付等 1,000 円×30 世帯=30,000 円

(2) 支 出

(単位:千円)

項目	金額	備考
維持管理費	30	<p>【詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 (洗剤、電球等) 8,000 円 ガス代 12,000 円 水道代 5,000 円 小修繕料等 5,000 円 <hr/> <p>30,000 円</p>

四方木町内会規約

(名称)

第1条 この組織は、四方木町内会と称する。

(目的)

第2条 本町内会は、会員相互の親睦と福祉を増進し、安全で安心な住みよい地域づくりを図ることを目的とする。

(区域)

第3条 本町内会の区域は、四方木地区全域をいう。

(事務所の所在地)

第4条 本町内会の事務所は、町内会長宅に置く。

(業務)

第5条 本町内会は、目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 会員相互の親睦と福祉の増進に関するこ
- 二 区域内の環境整備に関するこ
- 三 区域内の安全、安心、防災に関するこ
- 四 その他、明るく住みよい地域づくりに関するこ

(会員)

第6条 本町内会の会員は、本会の区域内に住所を有する世帯をもって組織する。

(役員)

第7条 本町内会は、第5条の業務を遂行するため次の役員を置く。

- | | |
|---------|----|
| 一 町内会長 | 1名 |
| 二 副町内会長 | 1名 |
| 三 監 事 | 2名 |
| 四 社寺世話人 | 2名 |
| 五 農家組合長 | 1名 |
| 六 組 長 | 3名 |

(役員の任務)

第8条 本町内会の役員の任務は、次のとおりとする。

- 一 町内会長は、町内会を代表し会務を統括する。
- 二 副町内会は、町内会長を補佐し、町内会長事故あるときはその業務を代行する。
また、町内会の会計・経理を行う。
- 三 監事は、町内会の会計、経理の監査等を行う。
- 四 社寺世話人は、社寺等の管理・運営等を行う。
- 五 農家組合長は、農家を代表し、資料の配布、現地の立会等を行う。
- 六 組長は、町内会費等の集金、資料の回覧・配布等を行う。

(役員の任期)

第9条 本町内会の役員の任期は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----|
| 一 町内会長 | 2年 |
| 二 副町内会長 | 2年 |
| 三 監事 | 2年 |
| 四 社寺世話人 | 2年 |
| 五 農家組合長 | 2年 |
| 六 組長 | 1年 |

(運営経費)

第10条 本町内会の運営経費は、町内会費、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

(会費)

第11条 本町内会の町内会費は、次ぎのとおりとする。

- 一 町内会費は、年間一戸当たり3,000円を4回とする。
- 二 役員費は、役員の報酬として年間一戸当たり2,000円を4回とする。
- 三 夜警協力費は、年間一戸当たり2,500円を1回とする。
- 四 街路灯費は、街路灯維持経費として年間一戸当たり2,000円を1回とする。
- 五 上記費用以外に臨時経費等が必要になった場合は、会議により協議し徴収する。

(会計年度)

第12条 本町内会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

(実施細目)

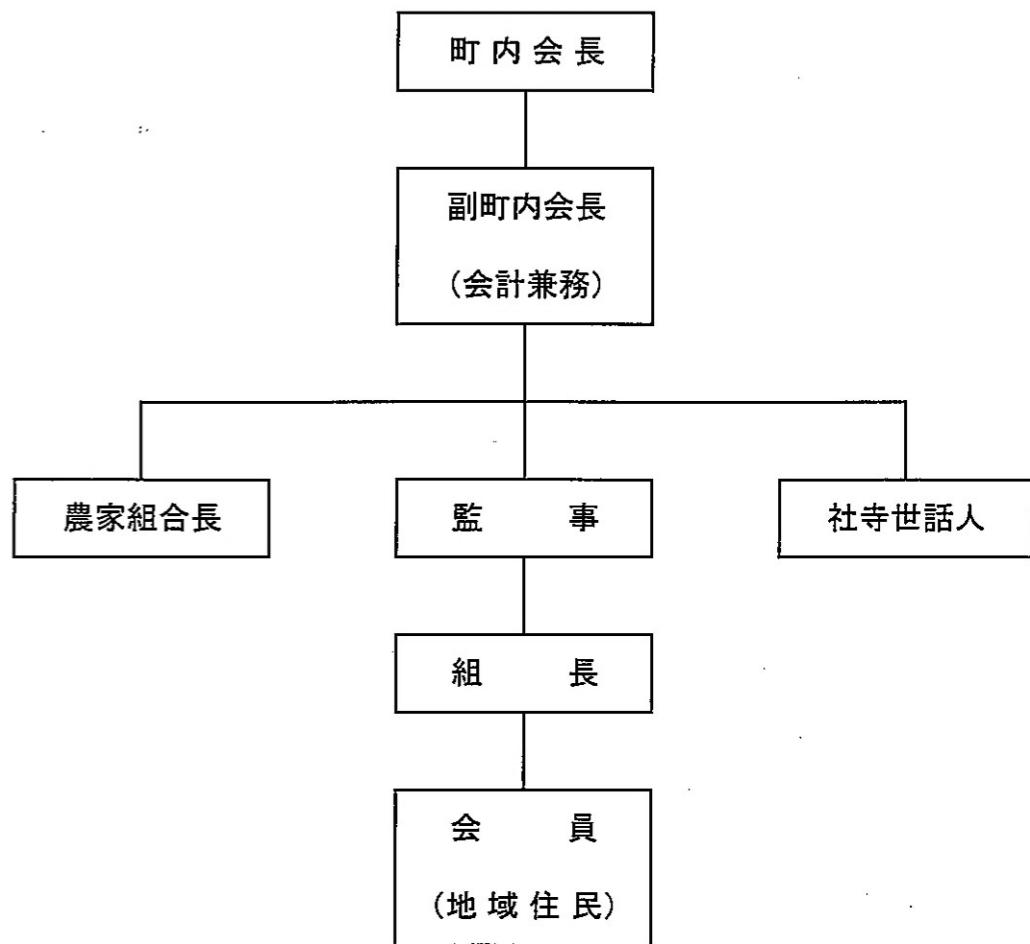
第13条 この規約に記載のない事項については、その都度協議して決める。

附 則 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

令和7年度 四方木町内会役員名簿

役職名	氏名	住所	備考
町内会長	松本 一郎		
副町内会長 (会計兼務)			
監事			
"			
社寺世話人			
"			
農家組合長			
坂本台組長			
西原台組長			
古川台組長			

四方木町内会の組織構成



様式 3

誓 約 書

令和 7年 9月 26日

鴨川市長 佐々木 久之 様

(申請者)

所 在 地 鴨川市四方木364番地13
団 体 名 四方木町内会
代表者職氏名 会長 松本 一郎

鴨川市四方木ふれあい館の指定管理者指定申請を行うに当たり、下記の事項について真実に相違ありません。

記

- 1 鴨川市四方木ふれあい館指定管理者申請要領に定める申請資格の要件を満たしています。
- 2 提出した申請書類に虚偽又は不正はありません。

別記5

令和4年度指定管理者年間事業報告書

令和5年4月1日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

指定管理者

所在地 鴨川市四方木 380-1

団体名 四方木町内会

代表者名 町内会長 神作 裕選

連絡担当者

電話番号

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条及び四方木ふれあい館管理運営に関する協定書第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

四方木ふれあい館

(2) 施設の所在地

鴨川市四方木 367-2

2 管理業務の実施期間

令和4年 4月 1日から令和5年 3月 31日まで



3 管理業務の実施要領

(1) 維持管理業務に関すること

四方木ふれあい館の機能および環境を大切に維持し、区民が必要に応じ常に円滑に利用できるように、施設の点検、保守安全に努めた。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること。

施設の安全管理及び周辺の防犯・防火・防災に対し万全を期し区民が安心して利用できる環境を整え安全確保に努めた、また災害及び事故発生時には、避難経路の周知及び市・消防署・医療機関などの、連絡、初動体制の整備の強化を図った。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること。

区民からの施設管理運営の要望には迅速かつ適切な対応をした。

(4) 施設の利用促進に関すること。

地区内の各種団体が実施する、自治活動、地区集会、市内の公共団体、趣味の活動など積極的に支援して、地域や住民のニーズを重視して、施設の利用促進に努めた。

(5) 業務の再委託の状況に関すること。

無し

(6) 市内の事業者の活用に関すること。

無し

(7) 自主事業に関すること。

無し

4 利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること。

別紙添付の利用状況表のとおり

(2) 利用料金の減免及び還付に関すること。

該当なし

5 収支決算報告

(1) 収 入

(単位:円)

科 目	本年度決算額	説 明
町内会費	31,850	
合 計	31,850	

(2) 支 出

(単位:円)

科 目	本年度決算額	説 明
維持管理費	31,850	別紙内訳書のとおり
合 計	31,850	

(注) 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他明細に記入してください。

別紙内訳書

維持管理費

(単位:円)

項 目	金 額
ガス代	7,500
水道代	5,000
灯油代	14,800
消耗品費	4,550
合 計	31,850

別紙利用状況表

No	利用年月日	利用団体	利用目的	利用人数
1	令和4年4月9日	四方木区	新旧役員会	12人
2	4月24日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
3	4月26日	清澄四方木活性化協議会	役員会	16人
4	5月15日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
5	5月21日	鴨川市	市議会議員選挙準備	4人
6	5月22日	鴨川市	市議会議員選挙	47人
7	6月19日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
8	6月26日	四方木区	宮薙一斎清掃	30人
9	7月9日	鴨川市	参議院議員選挙準備	4人
10	7月10日	鴨川市	参議院議員選挙	43人
11	7月17日	四方木区	虫干し及び役員会	10人
12	7月24日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	13人
13	7月31日	四方木区	熊野神社鳥居工事	12人
14	8月17日	四方木区	施餓鬼法要	15人
15	9月18日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	11人
16	10月10日	四方木区	熊野神社祭礼神事 神社鳥居建立催事	20人
17	10月16日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
18	11月2日	ペイしたなおい	イベント会議	13人
19	11月20日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	13人
20	12月11日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	11人
21	12月26日	四方木区	役員会	9人
22	令和5年1月8日	古川台	新年会	7人
23	1月22日	四方木区	金毘羅宮鳥居作業	9人

24	2月26日	四方木区	役員会	9人
25	3月11日	四方木区	通常総会	30人
計				386人

別記5

令和5年度指定管理者年間事業報告書

令和6年4月1日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

指定管理者

所在地 鴨川市四方木 380-1

団体名 四方木町内会

代表者名 町内会長 神作 裕逸

連絡担当者 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条及び四方木ふれあい館
管理運営に関する協定書第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

四方木ふれあい館

(2) 施設の所在地

鴨川市四方木 367-2

2 管理業務の実施期間

令和5年 4月 1日から令和6年 3月 31日まで



3 管理業務の実施要領

(1) 維持管理業務に関すること

四方木ふれあい館の機能および環境を大切に維持し、区民が必要に応じ常に円滑に利用できるように、施設の点検、保守安全に努めた。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること。

施設の安全管理及び周辺の防犯・防火・防災に対し万全を期し区民が安心して利用できる環境を整え安全確保に努めた、また災害及び事故発生時には、避難経路の周知及び市・消防署・医療機関などの、連絡、初動体制の整備の強化を図った。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること。

区民からの施設管理運営の要望には迅速かつ適切な対応をした。

(4) 施設の利用促進に関するごと。

地区内の各種団体が実施する、自治活動、地区集会、市内の公共団体、趣味の活動など積極的に支援して、地域や住民のニーズを重視して、施設の利用促進に努めた。

(5) 業務の再委託の状況に関するごと。

無し

(6) 市内の事業者の活用に関するごと。

無し

(7) 自主事業に関するごと。

無し

4 利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること。

別紙添付の利用状況表のとおり

(2) 利用料金の減免及び還付に関すること。

該当なし

5 収支決算報告

(1) 収 入

(単位:円)

科 目	本年度決算額	説 明
町内会費	35,376	
合 計	35,376	

(2) 支 出

(単位:円)

科 目	本年度決算額	説 明
維持管理費	35,376	別紙内訳書のとおり
合 計	35,376	

(注) 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他明細に記入してください。

別紙内訳書

維持管理費

(単位:円)

項 目	金 額
ガス代	12,556
水道代	5,000
灯油代	11,460
消耗品費	6,360
合 計	35,376

別紙利用状況表

No	利用年月日	利用団体	利用目的	人数
1	令和5年 4月 7日	四方木区	新旧役員会	10人
2	4月 16日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
3	5月 28日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	13人
4	6月 8日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	11人
5	6月 25日	四方木区	宮薙一斎清掃	19人
6	7月 9日	四方木区	虫干し及び役員会	9人
7	7月 16日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
8	8月 17日	四方木区	施餓鬼法要	12人
9	8月 25日	四方木区	熊野神社祭典委員会	12人
10	10月 9日	四方木区	熊野神社祭礼（神事）	11人
11	10月 15日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	12人
12	10月 20日	市水質検査預かり	四方木9軒分	4人
13	11月 4日	湖上お茶会会合	したなおい活動	10人
14	12月 24日	四方木区	役員会	9人
15	令和6年 2月 18日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	8人
16	2月 25日	四方木区	役員会	11人
17	3月 10日	四方木区	5年度通常総会	21人
18	3月 14日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	8人
19	3月 22日	斎藤商会	消防設備点検	2人
20				
計				206人

令和 6 年度指定管理者年間事業報告書

令和 7 年 4 月 1 日

鴨川市長 佐々木 久之 様

指定管理者

所 在 地 鴨川市四方木 364-13

団 体 名 四方木町内会

代表者名 町内会長 松本 一郎

連絡担当者

電話番号

鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第4条及び四方木ふれあい館管理運営に関する協定書第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理を行っている施設の名称及び所在地

(1) 施設の名称

四方木ふれあい館

(2) 施設の所在地

鴨川市四方木 367 番地 2

2 管理業務の実施期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで



3 管理業務の実施要領

(1) 維持管理業務に関すること

四方木ふれあい館の機能および環境を大切に維持し、区民が必要に応じ常に円滑に利用できるように、施設の点検、保守安全に努めた。

(2) 防犯・防災対策及び緊急時対策に関すること。

施設の安全管理及び周辺の防犯・防火・防災に対し万全を期し区民が安心して利用できる環境を整え安全確保に努めた、また災害及び事故発生時には、避難経路の周知及び市・消防署・医療機関などの、連絡、初動体制の整備の強化を図った。

(3) 市民サービスの向上や、市民要望に関すること。

区民からの施設管理運営の要望には迅速かつ適切な対応をした。

(4) 施設の利用促進に関すること。

地区内の各種団体が実施する、自治活動、地区集会、市内の公共団体、趣味の活動など積極的に支援して、地域や住民のニーズを重視して、施設の利用促進に努めた。

(5) 業務の再委託の状況に関すること。

無し

(6) 市内の事業者の活用に関すること。

無し

(7) 自主事業に関すること。

無し

4 利用状況

(1) 施設の利用者や利用許可に関すること。

別紙添付の利用状況表のとおり

(2) 利用料金の減免及び還付に関すること。

該当なし

5 収支決算報告

(1) 収 入

(単位：円)

科 目	本年度決算額	説 明
町内会費	36,906	
合 計	36,906	

(2) 支 出

(単位：円)

科 目	本年度決算額	説 明
維持管理費	36,906	別紙内訳書のとおり
合 計	36,906	

(注) 支出の科目欄は具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎その他明細に記入してください。

別紙内訳書

維持管理費

(単位: 円)

項 目	金 額
ガス代	13,456
水道代	5,000
灯油代	12,800
消耗品費	5,650
合 計	36,906

別紙利用状況表

No	利用年月日	利用団体	利用目的	利用人数
1	令和6年4月5日	四方木区	新旧役員会	9人
2	4月21日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	9人
3	5月19日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	8人
4	5月25日	故郷ふれあい共聴組合	総会	10人
5	6月13日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	8人
6	6月23日	四方木区	宮薙一斎清掃	30人
7	7月14日	四方木区	虫干し及び役員会	8人
8	7月25日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	8人
9	8月17日	四方木区	施餓鬼法要	12人
10	8月25日	四方木区	祭礼祭典委員会	12人
11	9月12日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	9人
12	10月14日	四方木区	熊野神社祭礼	50人
13	10月27日	鴨川市選挙管理委員会	衆議院選挙	40人
14	12月15日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	7人
15	令和7年1月25日	四方木区	役員会	7人
16	1月30日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	9人
17	2月16日	天津地区社会福祉協議会	地区サロン	9人
18	2月24日	四方木区	役員会	8人
19	3月16日	鴨川市選挙管理委員会	県知事、市長選挙	40人
20	3月23日	四方木区	通常総会	21人
21				
22				
23				
24				
25				
計				314人